

各務原市建築確認手続き円滑化推進計画書

1 背景と経緯

各務原市では、平成 10 年から「岐阜県建築物安全安心行動計画」に基づき建築規制の実効性の確保に取り組み、現在は第 4 期（平成 20～22 年度）の計画を推進している。

平成 19 年の建築基準法改正により建築確認への審査が厳格化され、整合性に欠ける設計を排除した一方で審査期間が長期化したことから、運用の改善を図るため平成 22 年 6 月 1 日に改正建築基準法施行規則等が施行された。

同時に、円滑かつ適確な建築行政の推進のための取り組みとして、国は、平成 22 年 5 月 17 日付けで建築行政マネジメント計画策定指針を定めた。

市では、この指針に基づき「各務原市建築行政マネジメント計画(仮称)」を策定することとし、特に建築確認手続きの円滑化を図るための推進計画を先行して定める。

2 目標

建築確認を適確かつ迅速に審査することにより、円滑な建築確認手続きが行われることを目標とする。

3 建築確認の審査の迅速化

次の方法により、建築確認の審査の迅速化に努める。

(1) 建築確認の受付時の対応

- ア 受付要件の確認とともに、記載すべき事項等の基本的な審査を行う。
- イ 基本的な審査の結果、建築計画に大きく影響する等、基準への著しい不適合が認められる場合は、申請者等に対して速やかに指示する。
- ウ 審査に必要な特殊条件の有無等について聞き取る。

(2) 建築確認審査における対応

- ア 当面の間、建築主事による事前相談を実施する。
- イ 申請書の補正や追加説明を求める際の書面様式を統一するなど、補正等の指示の明確化を図る。

(3) 適切な審査体制

- ア 岐阜県構造計算適合性判定事務処理要綱に従って、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）の審査と構造計算適合性判定の審査の連続性を確保する。
- イ 岐阜県建築確認円滑化対策連絡協議会における議論や意見交換を踏まえて、審査の迅速化に取り組む。

(4) 構造計算適合性判定や消防同意との並行審査

- ア 建築主事等から構造計算適合性判定機関への判定依頼事前届により、構造計算適合性判定のための適切な日程を確保する。
- イ 岐阜県及び指定構造計算適合性判定機関との協議により、円滑な並行審査を促す。
- ウ 各務原市消防本部との並行審査による同意手続きの迅速化に向けて協議する。

4 建築確認の審査過程の管理等

次の方法により、審査過程の適切な進捗管理と審査の統一性の確保に努める。

(1) 申請の適切な進捗管理

- ア 全ての審査担当者が使用できる管理台帳により、審査の進捗を管理する。
- イ 定期的に審査状況を整理・把握し、審査に時間を要する事項についての対応策を検討する。

(2) 申請者等からの意見、要望の窓口の設置

- ア 審査担当者が窓口となり、申請者等からの意見や要望を受け付ける。
- イ 各務原市への電子メールで、広く申請者等からの意見や要望を受け付ける。
- ウ 岐阜県建築確認円滑化対策連絡協議会において建築関係団体からの意見や要望を受け付ける。

(3) 審査の統一性の確保

- ア 審査の統一性に係る意見や要望を定期的に整理し、適切な対応策をとる。
- イ 岐阜県建築基準法運用指針を適切に運用する。
- ウ 各務原市のホームページで、申請に必要な基準、要領、様式などを公開する。

(4) 審査担当者の能力向上

- ア 建築関係の機関や団体が行う研修などの技術研鑽の機会に、審査担当者を積極的に派遣する。
- イ 構造計算適合性判定を行っている岐阜県との協議・打合せ等を通じて、構造審査技術の向上を図る。
- ウ 研修会等の構造審査に有効な事例について、審査担当者の研修会を実施する。

5 計画の公表など

本計画は各務原市のホームページで公表する。

なお、「各務原市建築行政マネジメント計画（仮称）」の策定過程で、本計画を見直す場合がある。

平成 22 年 6 月 16 日 決定